

令和6年第1回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月19日から3月21日（3日間）

| 日程 | 月 日 | 曜 | 開 議 時 刻 | 会 議 ・ 休 会 そ の 他 | |
|-------|----------|---|----------|-----------------|--|
| 第 1 日 | 3 月 19 日 | 火 | 午前10時00分 | 本会議 | 開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 |
| 第 2 日 | 3 月 20 日 | 水 | | 休 日 | |
| 第 3 日 | 3 月 21 日 | 木 | 午前10時00分 | 本会議 | 一 般 質 問 討 論 ・ 採 決 閉 会 |

開 会（午前10時00分）

黙 禱

議長（金七祐太郎）

会議を始める前に、このたびの令和6年能登半島地震で犠牲になられた全ての方々に対し、哀悼の意を表するべく、黙禱をささげたいと思います。

議場の皆さん、ご起立ください。

黙禱。

（黙 禱）

議長（金七祐太郎）

お直りください。

ご着席ください。

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和6年第1回能登町議会3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本3月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から3月21日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（金七祐太郎）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

8番 市濱 等 議員、

9番 小路政敏 議員

を指名いたします。

諸般の報告

議長（金七祐太郎）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案37件が提出されております。

また、専決処分の報告についての報告4件があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議案第1号～議案第37号

議長（金七祐太郎）

日程第3、議案第1号「令和6年度能登町一般会計予算」から日程第39、議案第37号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの37件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

お疲れさまでございます。

令和6年の第1回能登町議会3月定例会の開会に当たりまして、議員の皆様におかれましては、日頃から町政運営に対しまして多大なるご理解とご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

令和6年度の当初予算案をはじめ諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、令和6年能登半島地震の対応の概況と私の所信の一端を申し上げます、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

概況であります、1月1日16時6分頃に最大震度5強の地震が発生しま

して、その約4分後の16時10分頃に最大震度7の今回の令和6年能登半島地震が能登地方を襲いまして、当町におきましては震度6強を記録し、町内全域広域的に甚大な被害をもたらしました。

まず、この地震によりましてお亡くなりになられた方々に追悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

人的の被害状況でありますけれども、報道のとおりであります。

また、建物につきましては、地震と津波によりまして町内全体の約6割の1万棟を超える住家等に被害がありました。

町では、地震発生後の16時30分に災害対策本部を設置いたしまして、その対応や状況の把握に当たりました。同日に、国の災害救助法の適用を受けまして、6日には県内全ての市町に被災者生活再建支援法の適用が決定をされました。

災害救助法が適用されますと、県や国から、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、また食品、飲料水の供給、それから医療、被災者の救出、住宅の応急修理等々に要する経費の支援を受けることができます。

また、被災者生活再建支援法の適用によりまして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しまして、自立した生活再建支援を目的とした支援金が県から支給されることとなります。

そして、応援体制につきましては、総務省の応急対策職員の派遣制度によりまして、滋賀県、茨城県、和歌山県、そして宮城県、岩手県の対口支援チームが派遣されまして、避難所の運営、物資の配送、罹災証明に係る住家の調査などで支援をいただいております。

また、水道の復旧では、日本水道協会救援本部により、関西支部が他の地方支部との連携の下、応急の給水や応急復旧までをパッケージで支援をいただいております。

そのほか、姉妹都市の流山市や小林市、県内では石川県は当然はじめとして川北町など、多くの自治体や事業者様から職員の派遣をいただいております。

さらには、物資や支援金、義援金など多くの団体や個人の方からご支援をいただいております。

ご支援をいただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして心より感謝と御礼を申し上げます。

この2か月半、まだ不安な日々を過ごされている中、町民の皆様には、生活面において何かとご不便をおかけしております。また、災害関連の申請手続等におきまして、複雑なものや期間を要するものなどご苦勞をおかけすることもありますけれども、適正に支援をお受けいただくために何とぞご理解をいた

できますようお願いを申し上げます。

そして、応急仮設住宅につきましては、順次建設に取りかかっておりまして、うかわ団地につきましては既に入居を開始しております。また、しろまる団地につきましても今月末に入居ができるように準備を進めております。

そして、入居される方が安全に生活できるよう、土砂災害などの危険区域を避け候補地を選定をしているため、建設候補地の決定に時間を要した地域もございませけれども、必要な戸数の建設を目指し、現在作業を進めております。

また、水道の復旧につきましては、応援団体などのご協力の下、調査、修繕を進めており、現在約75%の断水の解除となっております。道路や配水管の欠損などの要因により、通水が遅れる地域が一部ございませけれども、避難されている方々が安心して戻れるように、3月末には90%の断水解除を目指して全力を尽くしておるところであります。

今後の本格的な復旧に向けまして、整備の方向性を見極めながら進めてまいりたいと思っておりますので、またご協力とご理解をお願いいたします。

そして、私が町民の皆様から町政の運営を託されてから、来月で丸3年、4月に入りますと4年目を迎えることとなります。これまで、全ての町民の皆様が健やかに安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。この間、多くの町民の皆様、議員の皆様から温かいご指導、ご助言をいただいたことに深く感謝を申し上げます。

これまでも述べてきましたとおり、この当町も含め能登の最大の課題というのは少子高齢化、人口減少問題でございませけれども、今回のこの地震によりましてより深刻なものとなる状況になっております。

もともと人口の減少というのは避けて通れない道ではありますけれども、この震災で減少が加速しないように、復興計画の策定や創生総合戦略の見直しを進めていかなければなりません。そのためにも、震災からの復興を最優先課題としながら、これまで行ってきた施策というのを継続するとともに、福祉サービスの維持、そして定住促進、DXの推進などの施策をさらに展開をしていきたいと思っております。

社会を取り巻く環境の変化など、数年後の予測ができないほどの時代の流れは加速化しまして、まさに新時代を迎えております。この新たな時代に対応した持続可能な町へ発展させ、この町を末永く子や孫の世代に受け継いでいくため、課題から逃げずに挑戦を続け、一步一步前進をしていきたいと思っております。

令和6年度におきましては、震災からの復旧・復興というのを最優先に全身全霊で取り組む所存でありますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、予算編成につきましてご説明をさせていただきます。

例年でありまして、当初予算の主な取組につきましては、総合計画の施策の大綱に沿った形でご説明をしておりますが、今回は、予算編成に当たりましては、災害の対応によりまして通常どおりの予算編成が非常に難しい状況となりましたことから、新たな事業、建設改良事業を見送りまして、人件費や公債費、社会保障関係経費などの義務的経費と、災害復旧に関する経費を中心とした骨格的な予算編成としております。

政策的経費やさらなる復旧・復興経費につきましては、この後、随時、新年度に入りましてから適時適切に補正予算にて対応していく予定としておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、6年度の当初予算の主な内容について、被災者に対する生活の再建、そしてなりわいの再建、災害の復旧、そして災害廃棄物の処理の4つを柱としてご説明をいたします。

まず1つ目でありまして、生活の再建についてでございます。

既に取り組を進めております避難所の運営や住宅の応急修理、ボランティアセンターの運営、関係機関の協力の下、これらを引き続き行ってまいります。

応急仮設住宅につきましては、昨日までに441戸が着工済みであります。希望をする被災者の皆様が一日でも早く入居できるように、引き続き県と連携しまして早期建設に取り組んでまいります。

また、応急仮設住宅等に入居する被災者の洗濯機、冷蔵庫、テレビの購入について、補助金制度を設けております。応急仮設住宅に入居される方は、これまでとは異なる環境の中での生活を余儀なくされるわけでありまして、安心して日常生活を営むことができるように、孤立防止等のための見守りの支援や、日常生活上の相談支援などを行ってまいります。

被災者生活再建支援制度につきましては、国の制度に基づきまして中規模半壊以上の世帯に対する支援を行うとともに、国の制度では対象となっていない半壊世帯につきましても対象を拡大することといたしました。

さらに、町独自の制度といたしまして、被災されている町民の皆様にお一人当たり3万円の応援給付金を支給することとしております。

災害弔慰金、災害障害見舞金につきましては、支給審査会を開催し、公平かつ円滑な支給に努めてまいりますこととしております。

次に、2つ目の柱でありますなりわいの再建についてでございます。

当町の基幹産業であります第1次産業の再建なくしては、町の復興は成し遂げられないと思っております。一日も早いなりわいの再建のため、農林漁業の各分野において支援を行ってまいります。

また、国が示す生活・なりわい支援パッケージにおいては、中小企業や小規

模事業者への支援や雇用調整助成金の拡充による雇用支援など、多くの措置が講じられております。

町といたしましても、事業者や労働者の相談にきめ細かく対応をしております。

次に、3つ目の柱であります災害復旧等についてでございます。

被災した町道、上下水道といったインフラ施設につきましては、連日、今も応急復旧工事が行われております。被災箇所が多さ、被害の大きさから、今後、本格的な復旧には相当の期間を要することが想定をされますが、今後、全国の自治体職員の派遣をいただきながら、一日も早い復旧に向け、国、県とともに全力で取り組んでまいります。

そのほか、農地や農業用施設、社会福祉施設、衛生施設、消防施設、学校施設などの公共施設、公用施設の復旧費用も計上いたしております。町民の皆様が安心して生活できる環境、サービスの復旧に努めてまいります。

次に、4つ目でございます災害廃棄物の処理についてであります。

災害ごみの受入れにつきましては、現在稼働中の3か所の仮置場で引き続き実施いたします。

また、被災により半壊以上の判定がなされた家屋等につきましては、所有者の申請に基づきまして公費解体の対象となっております。町では2月から相談・申請受付を開始しております。そして、生活の再建に向けて迅速な解体撤去を進めてまいります。

なお、災害廃棄物の処理量は推計で31万トンと推計されておまして、年間のごみ量と比較しますと約60年分の量に相当します。陸上の輸送に加えまして海上輸送運搬も含め、広域的な処理を行い、県が目指します2年間での処理完了に向けて全力で取り組んでまいります。

4つの柱について説明をいたしました。生活の再建を含め、復旧・復興を着実に進めていくためには、中長期的なマンパワーというのが不可欠でございます。

現在、全国の自治体から派遣職員を40名程度要望しているところであります。その方々が生活をされる仮設住宅の借り上げ料や人件費等の予算の計上も行ってあります。また、これらの再建・復旧事業に加えまして、一日も早く元の生活に戻れるように、復興に向けたビジョン、事業計画、事業工程を取りまとめたマスタープランであります震災復興計画を策定することといたしまして、年内をめどに皆様にお示しをする予定としております。

そして、令和6年度の当初予算でございますけれども、議案第1号、一般会計が前年度比43.7%増の218億2,000万円となりました。この財源につきましては、国庫補助、町債、財政調整基金を充当し対応することとしてお

ります。

議案第2号から議案第4号の3特別会計の合計が、前年度比2.2%増の56億6,442万円となっております。

そして、議案第5号から議案第7号の3企業会計の合計が前年度比5.1%減の63億8,792万円となり、一般会計と3特別会計、3企業会計の総合計を申しますと、23.4%増の338億7,233万円となっております。

令和6年度の当初予算は、このたびの地震によりまして、経験したことのない予算規模となりました。改めて、町政を担う責任の重さというのを痛感するとともに、町の復旧・復興のためには、町民の皆様、全ての職員、議員の皆様、そして温かい支援をいただいている関係者の皆様の全てのご協力が必要不可欠であると考えております。

ぜひとも皆様としっかりとスクラムを組み、一丸となって山積する課題に立ち向かってまいりますので、何とぞご理解とご協力をお願いを申し上げます。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要を説明をいたします。

議案第8号から第14号までは、一般会計及び特別会計、企業会計予算の補正であります。

今回の補正は、国の予備費使用に係る事業の追加のほか、各款項にわたり人件費の調整をはじめ、決算見込みや事業費の確定による財源の調整を行いまして、繰越明許費と合わせて、今回補正予算として提案をさせていただきました。

議案第8号「令和5年度能登町一般会計補正予算（第10号）」は、2億7,663万9,000円を減額し、予算の総額を178億886万2,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明を申し上げます。

第1款「議会費」は、475万9,000円の減額であります。

第1項第1目「議会費」は、人件費の調整及び議会活動費の決算見込みによる減額であります。

第2款「総務費」は、14億4,601万4,000円の追加でございます。

第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」においては、人件費の調整や事業費の決算見込みによる減額であります。

第2目「文書広報費」では、事業費の決算見込みによる減額であります。

第3目「財政管理費」では、基金運用益の決算見込みにより基金利子を追加計上をいたしました。また、基金積立費において、ふるさと能登町応援寄附金の増額に伴います積立金の追加と、後年度の財政需要及び公債費負担に備えるため、財政調整基金及び減債基金への積立てをしたほか、新たに創設をいたしました令和6年能登半島地震復興基金への積立金を追加したものでございます。

第5目「財産管理費」は、事業費の決算見込みによる減額でございます。

第6目「企画費」は、決算見込みによる調整のほか、共同電算に係る奥能登広域圏事務組合の負担金の追加をしたものでございます。

第7目「地方創生推進費」は、決算見込みによる減額であります。

第8目「地域振興費」は、ふるさと能登町応援寄附金が大幅に増えたことから、その事務手数料など所要の経費の追加であります。

第9目「支所費」、第10目「人権擁護活動費」、第11目「公平委員会費」は、いずれも決算見込みによる減額でございます。

第13目「交通対策費」は、事業費の確定による減額のほか、公共交通物価高騰対策支援事業において、支援するバスの台数が確定したことによります追加を行いました。

第14目「電子自治体推進費」は、決算見込みによる減額でございます。

第15目「有線放送費」も、決算見込みによる減額であります。

第16目「諸費」は、事業費の組替えと決算見込みによる減額を行っております。

第2項「徴税费」、第1目「固定資産評価審査委員会費」は、決算見込みによる減額であります。

第4目「災害対策費」は、罹災証明書発行に伴う所要経費の追加を行っております。

第3項第1目「戸籍住民基本台帳費」は、事務費の決算見込みによる減額と戸籍附票システム改修業務の振り仮名の仮登録対応業務の追加でございます。

第4項「選挙費」、第1目「選挙管理委員会費」、第2目「石川県議会議員選挙費」は、決算の確定によります減額であります。

第5項「統計調査費」、第1目「統計調査総務費」、第2目「基幹統計調査費」は、決算見込みによる減額と農林業センサス調査の事業費確定によります増額を行っております。

第6項第1目「監査委員費」は、決算見込みによる減額であります。

第3款「民生費」は、3,944万8,000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」、第1目「社会福祉総務費」では、財源調整のほか、震災によりまして休館となりました健康福祉の郷「なごみ」の指定管理料の減額と低所得世帯への給付金事業に係る予算の調整を行いました。

第2目「障害者福祉費」では、決算見込みによる減額と、障害者医療費助成事業と障害者自立支援給付事業につきましては、介護給付費や過年度分の国庫負担金の償還金を追加したものでございます。

第3目「老人福祉費」では、財源の調整と震災による休館となりました老人福祉施設の指定管理料の減額と事業費の確定見込みによる減額を行いました。

第4目「介護保険費」、第5目「国民健康保険費」は、いずれも特別会計への

繰出金の減額を行っております。

第6目「後期高齢者医療費」では、事業費の決算見込みによる保険事業の追加と、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額を行っております。

第7目「国民年金費」は、決算見込みによる事業費の減額です。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」では、財源調整のほか、事業費の決算見込みによる減額、そして私立認定こども園運営費の職員の給与ベースアップによる扶助費の追加と過年度分の国庫負担金の返還金の追加を行っております。

第2目「児童措置費」は、決算見込みによる減額でございます。

第3目「児童福祉施設費」は、事業費の確定見込みと決算見込みによる減額、そして寄附金を受けまして、保育所備品の購入費を追加しました。また、建設中の統合保育所が被災したことによりまして、補償費を追加計上いたしております。

第3項第1目「災害救助費」は、避難者に対する入浴支援として送迎バスの運行や、笹ゆり荘での介護施設入所者への入浴支援業務、また社会福祉協議会による町のボランティアセンター運営業務のほか、住宅の緊急修理及び応急修理、そして仮設住宅入居者への家電購入補助を新たに追加したものでございます。

第2目「災害援護費」は、1月の専決補正予算で計上いたしました災害弔慰金と災害障害見舞金の一部につきまして、令和6年度当初予算に組替え計上したことによります減額を行っております。

第4款「衛生費」は、1,024万5,000円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第2目「予防費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「母子保健費」は、事業費の確定見込みによる減額のほか、過年度分の国庫負担金の償還金の追加であります。

第4目「環境衛生費」は、決算見込みによる減額のほか、墓地公園管理費におきまして永代使用料、そして墓地管理料の返還金の追加であります。

第5目「病院費」は、決算見込みによる減額であります。

第2項「清掃費」、第1目「清掃総務費」は、財源の調整を行っております。

第4目「災害対策費」は、災害廃棄物として処理します家電リサイクルの4品目の処分に係る手数料など、所要の経費を追加しました。また、震災によります一般廃棄物の収集運搬業務の増加による委託料の追加と予算の組替えを行っております。

第3項「水道費」、第1目「水道施設費」は、財源調整と事業費の確定見込みによる減額でございます。

第5款「労働費」は、53万6,000円の減額であります。

第1項第1目「労働諸費」は、決算見込みによる組替えと減額を行っております。

第6款「農林水産業費」は、4,568万3,000円の減額であります。

第1項「農業費」、第1目「農業委員会費」、第2目「農業総務費」、第3目「農業振興費」は、それぞれ決算見込みによる減額であります。

第4目「畜産業費」は、財源の調整を行ったものであります。

第5目「農地費」は、決算見込みによる減額であります。

第2項「林業費」、第1目「林業総務費」と第2目「林業振興費」は、事業費の決算見込みによる減額でございます。

第3項「水産業費」、第2目「水産業振興費」は、事業費の確定に伴う減額と、利子補給につきましては決算見込みにより追加したものであります。

第3目「漁港管理費」は、決算見込みによる減額であります。

第4目「漁港建設費」は、県営漁港修繕において、事業費の確定に伴う追加と減額を行っております。

第5目「災害対策費」は、国庫補助事業の採択を受けまして、津波によって白丸と比那漁港の海岸に流れ出ました災害ごみの処理事業費を新たに追加したものであります。

第7款「商工費」は、3,572万円の減額であります。

第1項「商工費」、第1目「商工総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「商工業振興費」は、財源調整のほか、事業費の確定見込みによる減額であります。

第3目「観光費」は、決算見込みによる減額と、震災により営業休止となりました観光施設の指定管理料の減額、また大屋根広場整備事業、大屋根広場も被災を受けまして工事費を追加したものであります。

第5目「災害対策費」は、宿泊施設等での復旧の作業の従事者の受入れ経費として所要額を追加計上いたしております。

第8款「土木費」は、1,384万3,000円の減額であります。

第1項「土木管理費」、第1目「土木総務費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第2項「道路橋りょう費」、第1目「道路橋りょう総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「道路橋りょう維持費」は、決算見込みによる減額と、除雪機械オペレーター育成支援事業補助金の増額と、除雪機器導入に伴う所要経費を追加したものでございます。

第3目「道路橋りょう新設改良費」は、財源調整と決算見込みによる減額や組替えを行ったものでございます。

第3項「河川費」、第1目「河川総務費」は、事業費の確定による減額のほか、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加をしたものです。

第4項「港湾費」、第1目「港湾総務費」は、事業費の確定による減額と、県港湾協会負担金の増額を行ったものであります。

第5項「都市計画費」、第1目「都市計画総務費」は、事業費の確定による減額であります。

第3目「下水道費」は、下水道事業会計への補助金の追加を行っております。

第6項「住宅費」、第1目「住宅総務費」は、事業費の確定による減額であります。

第9款「消防費」は、3,651万1,000円の追加であります。

第1項「消防費」、第1目「常備消防費」は、事務費の決算見込みによる減額と、奥能登広域圏事務組合負担金の追加につきましては、震災対応に係る職員の時間外手当の増額を行ったものであります。

第2目「非常備消防費」は、決算見込みによる減額と、災害対応に係る消防団員の出動報酬等の追加、また消防ポンプ自動車の整備費や燃料費の増額を行ったものであります。

第3目「消防施設費」は、事業費の確定による減額であります。

第4目「防災対策費」は、県内の全市町で今導入をしております被災者生活再建支援システムの導入費用の追加を行ったものでございます。

第10款「教育費」は、7,457万8,000円の減額であります。

第1項「教育総務費」、第1目「教育委員会費」、第2目「事務局費」、第3目「学校教育費」は、決算見込みによる減額であります。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」は、決算見込みによる減額と、小学校の上下水道使用料の追加であります。

第2目「小学校教育振興費」では、決算見込みによる減額と、小学校での複式学級開設に伴う所要経費を追加したほか、寄附金によります需用費や備品購入費を追加したものでございます。

第3項「中学校費」、第1目「中学校管理費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「中学校教育振興費」は、決算見込みによる減額や、中学校での特別支援学級の増設に伴う所要経費を追加したほか、これも寄附金によります需用費の追加を行ったものであります。

第4項「社会教育費」、第1目「社会教育総務費」、第2目「社会教育施設費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「公民館費」は、決算見込みによる減額と、寄附金によります需用費を追加しました。

第5目「青少年育成費」、第6目「文化財保護費」は、いずれも決算見込みによる減額であります。

第7目「災害対策費」は、柳田教養文化館の書架が破損したことによります代替品の備品購入費を追加したものであります。

第5項「保健体育費」、第1目「保健体育総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「体育施設費」は、決算見込みによる減額と財源調整のほか、震災によりまして休館となりました能都体育館、柳田体育館、藤波運動公園、内浦総合運動公園の指定管理料の減額を行ったものであります。

第3目「学校給食費」は、決算見込みによる減額と財源の調整を行っております。

第4目「災害対策費」は、震災によります代替給食調理員の費用の追加計上をしたものであります。

第11款「災害復旧費」は、2,726万2,000円の減額であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」、第1目「農業施設災害復旧費」は、昨年7月14日と9月6日発生 of 豪雨災害によります農地6件、農業用施設7件で事業費が確定したことによります減額であります。

そして、7月14日発生 of 豪雨災害によります林道1件での事業費の確定による減額を行ったものでございます。

第2項「公共土木施設災害復旧費」、第1目「土木施設災害復旧費」は、6月30日から7月1日発生 of 豪雨災害、道路1件での事業費の確定によります減額を行ったものであります。

第3項「厚生労働施設災害復旧費」、第1目「民生施設災害復旧費」は、柳田保育所の屋根が損傷したため、ブルーシートの展張り経費の追加であります。

第5項第1目「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」は、遠島山公園内のしらさぎ橋の被災状況を確認するため、緊急の橋梁点検業務を追加したものでございます。

第12款「公債費」は、16億647万6,000円の減額であります。

第1項第1目「公債費」は、能登半島地震によります災害復旧費に対する財源を確保するため、繰上償還金の減額をしたものであります。

以上、この財源といたしまして、第9款「地方特例交付金」、第10款「地方交付税」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第16款「財産収入」、第17款「寄附金」、第21款「町債」を追加いたしまして、第1款「町税」、第12款「分担金及び負担金」、第13款「使用料及び手数料」、第18款「繰

入金」、第20款「諸収入」を減額をいたしまして、収支の均衡を図っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第9号は「令和5年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。

歳入歳出それぞれ10万円を減額いたしまして、予算の総額を23億7,130万5,000円とするものでございます。

歳出におきましては、第1款「総務費」において、決算見込みによる減額であります。

第3款「国民健康保険事業費納付金」は、財源の調整を行ったものでございます。

第4款「保険事業費」は、決算見込みによる減額であります。

第5款「諸支出金」では、病院事業会計への補助金を追加いたしております。

この財源といたしまして、第6「繰入金」、第8款「諸収入」、第9款「国庫支出金」を追加いたしまして、第1款「国民健康保険税」、第4款「県支出金」、第5款「財産収入」を減額し、収支の均衡を図っております。

次に、議案第10号「令和5年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、1,121万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を3億7,809万2,000円とするものでございます。

歳出では、第2款「後期高齢者医療広域連合納付金」において、保険料負担金を追加し、事務費負担金の減額を行ったものでございます。

この財源といたしまして、第1款「後期高齢者医療保険料」を追加し、第3款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図っております。

議案第11号「令和5年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、329万円を減額いたしまして、予算の総額を28億4,223万2,000円とするものでございます。

第1款「総務費」におきまして、共同電算に係る奥能登広域圏事務組合負担金を追加し、決算見込みによる事務費の調整を行ったものでございます。

第2款「保険給付費」では、決算見込みによる組替えと財源の調整を行っております。

第3款「地域支援事業費」では、財源調整と決算見込みによる減額であります。

第4款「保健福祉事業」は、財源の調整であります。

第5款「基金積立金」では、介護給付費準備基金積立金の減額を行っております。

この財源といたしまして、第8款「繰入金」を追加し、第1款「保険料」、第2款「使用料及び手数料」、第3款「国庫支出金」、第4款「支払基金交付金」、

第5款「県支出金」、第6款「財産収入」、第10款「諸収入」を減額し、収支の均衡を図っております。

議案第12号「令和5年度能登町水道事業会計補正予算（第4号）」は、収益的収支におきまして1億2,458万7,000円を減額し、総額を6億5,852万5,000円とするものであります。

営業収益で給水収益を減額したほか、営業外収益では他会計補助金を減額しました。

収益的支出は、44万9,000円を減額し、総額を9億689万3,000円といたしました。内容につきましては、企業債利息の確定による減額であります。

資本的収入では、企業債を減額し、総額を3億5,724万円とし、資本的支出においては、建設改良費の確定を見込んだ減額を行いまして、総額を6億8,027万2,000円といたしております。

次に、議案第13号「令和5年度能登町下水道事業会計補正予算（第4号）」は、収益的収入において4,812万円を追加いたし、総額を8億7,899万2,000円とするものでございます。

営業収益で下水道使用料を減額したほか、営業外収益では他会計補助金を追加いたしております。

収益的支出は、4,907万1,000円を追加し、総額を10億9,067万3,000円といたしました。内容につきましては、下水道使用料の事務手数料の減額のほか、地震によります汚水収集手数料を追加したものでございます。

資本的収入では、出資金を増額いたしまして、企業債、補助金、分担金及び負担金を減額し、総額を7億741万6,000円とし、資本的支出では、建設改良費の確定を見込んだ減額を行いまして、総額を9億2,758万円といたしております。

次に、議案第14号「令和5年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入におきまして4億795万2,000円を減額し、総額を18億3,986万4,000円といたしております。入院収益、外来収益、他会計負担金の減額と、県補助金、その他医業外収益、他会計補助金を増額しております。

収益的支出では、1億2,904万3,000円を減額し、総額を23億5,812万2,000円といたしました。内容につきましては、人件費の調整と決算見込みによる材料費等の減額のほか、医療機器の修理や院内施設の修繕を追加いたしたものでございます。

資本的収入では、事業費の確定によります負担金及び補助金の予算の組替えと企業債を減額し、総額を10億2,166万5,000円といたしました。

そして、資本的支出では、事業費の確定によります企業債償還金と医療機器の更新に係る備品購入費を減額し、総額を10億8,099万8,000円といたしました。

次に、議案第15号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」は、令和6年能登半島地震からの復興推進を図るため、新たに「復興推進課」を設置することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号「能登町監査委員条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の一部改正により、条ずれが生じるため、改正をするものでございます。

次に、議案第17号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児休業を取得している会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、常勤職員に準じた支給とするため、改正を行うものでございます。

次に、議案第18号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和6年能登半島地震によります災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審査する附属機関といたしまして、能登町災害弔慰金等支給審査会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第19号「能登町行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う所要の改正を行うほか、本年12月に健康保険証が廃止され、マイナンバーカードに一本化されることを踏まえまして、個人番号の独自利用事務における利用特定個人情報に医療保険給付関係情報を追加するため、改正するものでございます。

次に、議案第20号「能登町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正により、条項のずれが生じるため、改正をするものでございます。

次に、議案第21号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和5年の人事院勧告に基づきまして、会計年度任用職員の給料表を改定するほか、勤勉手当の支給について改正を行うものであります。

次に、議案第22号「能登町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」は、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」に基づきまして、行政手続のデジタル化、オンライン化を推進するため、対面や書面提出の義務づけを見直すほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 23 号「能登町基金条例の一部を改正する条例について」は、目的が達成されました能登町合併振興基金を廃止するとともに、令和 6 年能登半島地震による災害からの早期の復旧・復興を図るため、復興支援金やふるさと納税などを原資といたします「能登町令和 6 年能登半島地震復興基金」を新たに設置するため、改正するものでございます。

次に、議案第 24 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、今回のような広範囲にわたる甚大な被害が発生した場合に備えまして、個人町民税及び固定資産税につきまして、職権による減免が可能となるように改正を行うほか、地方税法及び地方税法施行令の一部改正によりまして、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例が設けられたことによります所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 25 号「能登町農林産物加工施設条例の一部を改正する条例について」は、公共施設個別施設計画に基づきまして、農林産物加工施設上町センターを普通財産といたしまして、民間による活用を図るため、改正をするものでございます。

次に、議案第 26 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、用途が廃止されました町営住宅の削除と地番の修正を行うほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 27 号「能登町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の一部改正によりまして条ずれが生じたため、改正するものでございます。

次に、議案第 28 号「能登町水道事業給水条例及び能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について」は、水道法の一部改正によりまして、水道整備・管理行政の移管に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 29 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険法施行令の一部改正によりまして、後期高齢者支援金等賦課限度額及び低所得者の保険税の軽減措置の金額について改正するものでございます。

次に、議案第 30 号「能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 31 号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法施行令の一部改正によりまして、標準段階及び標準乗率を改めるとともに所要の改正を行うほか、今回のように広範囲にわたる甚大な被害が発生した場合に備え、第 1 号被保険者に係る保険料につきまして、職権による徴収猶予、減免が可能となるように改正を行うものでございます。

次に、議案第32号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、子ども・子育て支援法施行規則及び母体保護法施行規則の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第33号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして項ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」は、認定こども園の統合によりまして「認定こども園しらさぎ保育所」を廃止し、「認定こども園ひばり保育所」を「認定こども園うしつ保育所」に名称変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第35号「能登町病院事業の設置等に関する条例について」は、地方自治法の一部改正によりまして条ずれが生じるため、改正するものでございます。

次に、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定について」は、指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了いたします能登町農産物等直売所鮭尾直売所につきまして、公募により指定申請のありました「農事組合法人のと夢づくり」に指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、既に議決をされております返地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、「宮地辺地」「柏木・太田原・鮭尾辺地」の2つの辺地におきまして、観光、レクリエーションに関する施設整備、農林道整備、飲用水の供給施設整備に辺地対策事業債を充当したく、計画の変更を行うものであります。

この2つの辺地の変更につきましては、石川県との事前協議が終わりましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項において準用する同条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本定例会議に提出をいたしました議案等につきまして、その大要につきご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

委員会付託の省略

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま議題となりました議案第1号から議案第37号までの37件の審議方法について、本案は委員会付託を省略し、全体審議とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここで、しばらく休憩したいと思います。11時10分から再開いたします。よろしくお願ひします。（午前11時00分）

再 開

議長（金七祐太郎）

会議を再開し、引き続き会議で審議を行います。（午前11時10分再開）

質 疑

議長（金七祐太郎）

議案第1号「令和6年度能登町一般会計予算」から、議案第37号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの37件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

2番 吉田義法議員。

2番（吉田義法）

4点質問させていただきます。

町内小中学校校舎の修繕、改修を行うための設計費が計上されておりますが、能都中学校の校舎の修繕を早急に行い、学習環境を整え、全中学校を統合し、中学生の教育環境全般を充実させる考えはないでしょうか。

2つ目、定住住宅助成金と、被災者生活再建支援補助金が計上されております。この両方を受け、新築や中古住宅の購入、補修を行うことは可能でしょうか。

3つ目、現在、義援金1人当たり5万円の給付申請の受付を行っておりますが、新年度予算には1人当たり一律3万円を交付する町独自の被災者応援給付金が計上されました。これについても、さきの義援金5万円とは別にまた申請が必要なのか、また、マイナンバーカードにはひもづけされた金融機関口座があります。そこに振込することはできないのか、お答えください。

最後、4つ目、柳田温泉病院の被災により町内の療養病床が不足していることは、将来的にも必要とされる方が増えることが考えられます。宇出津病院においては年々利用者が減少するとともに収入も減少しております。説明を聞いたところ、なかったかなというように思うんですけども、新年度予算には療養病床や介護医療院を置く準備があるのか、お聞かせください。お願いいたします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

今井教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（今井久幸）

お答えいたします。

能都中学校の修繕につきましては、専決の予算で、屋根瓦の雨漏りの修繕の工事、それから第2体育館のガラスの修繕工事を実施いたしました。いずれの工事につきましても、既に完了はしております。

それで、新年度予算に盛り込んでありますのは、本格的な復旧をいたすための災害復旧の設計費ということで、それを計上してあります。それを基にして、今後本格的な復旧をしていきたいと思っております。

以上であります。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

先ほどの4つの中学校を早急に1つにするという予定はないのかというご質問には私からお答えいたします。

能登町立小中学校適正規模・適正配置の実施計画に基づいて進めていく予定としております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

小川ふるさと振興課担当課長。

ふるさと振興課担当課長（小川勝則）

吉田議員の2つ目の質問で、定住住宅助成金のことについてお答えをさせていただきます。

定住住宅助成金については、令和6年度の実施を見送っております。当初予算には計上してありますが、実施を見送っているということになります。

当初予算に計上したものは、令和5年度、今年度において申請のあったもので、震災により工期を延長せざるを得ないという案件に対して、当初予算に計上したものでございます。

よって、平常時における住宅取得と、この災害時における住宅の取得という言い方がいいのか分かんないですが、についてはレイヤーが異なると思いますので、現時点においては併用はすることはないというふうに思っております。

ただし、レアな案件でございますので、令和5年度、今年度、建築中、工事着工をしている案件において、罹災証明が出せるのかも含めて、関係する県、国のリエゾンさんを通じて、関係者と協議をしながら話をしてみたいなというふうに思っております。

住宅助成金については以上です。

議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

被災者の応援給付金事業、3万円の事業であります。今議員おっしゃっているように、石川県で行っております能登半島の義援金の特別給付金5万円の件ですが、令和6年1月1日に住民登録されていた方が七尾以北の市町で対象

となっております。条件は同じとなっておりますので、その申請データを県より取り入れて給付できればと今のところは考えておりますので、したがって、この町の単独の3万円の給付は申請なしで、できればプッシュ型で給付したいという考え方にあります。

また、交付の時期ですが、まだ具体的な日は決まっておりませんが、県の義援金におきましても申請が8月までと聞いておりますので、県のほうでも申請後数回に分けて給付されるのかなと思います。データの取り込みがどうやっていくのか、それによりますが、その時点で給付していければなど考えております。

それと、マイナンバーカードのひもづけの金融機関の件であります。これはマイナンバーカードの金融機関は法律に基づいた給付金しか利用することができないということになっておりまして、今現在、県の義援金の申請に口座を登録して書いていただいておりますので、それを利用して出したいなど思っております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

上野宇出津総合病院事務局長。

宇出津総合病院事務局長（上野英明）

それでは、4つ目のご質問にお答えさせていただきます。

当院の病床の転換について新年度の予算に盛り込んであるのかとのご質問ですけれども、あるのかないのかと申しますと、盛り込んではありません。

しかしながら、急性期の病床であります当院を退院しまして家に帰ることのできない患者様の最大の受入先でありました柳田温泉病院180床の全床が休床となりましたことは、当院といたしましても、業務に支障が出ておりますし、何より柳田温泉病院から加賀地区や富山県内に転院された144名、こちらの入所者の帰り先のことも考えますと、能登町内に介護医療院を整備することが急がれているのは事実であると考えます。

当院といたしましては、病床を介護医療院に転換することを考えてはおりますが、現時点では、どのように整備し、どのように経営するかは未定であります。

幸いなことに、当院は、病室の面積、廊下の幅、人員の配置等、介護医療院の基準を全て満たしておりますので、大きな歳出を持たずして転換は可能と考えます。

今後、町長、副町長をはじめ、議員の皆様方のお知恵もお借りいたしまして、

病床の転換を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

よく分かりました。

ただ、中学校の統合につきましては、予定どおりということであります。こういう災害がありましたから、これは新しいまちづくりと見え、そのことだけじゃなくて町のほうには柔軟に対応していただきたいなというふうに思いました。

あと、マイナンバーカードにつきましては、町としてはどうしようもできないことなのかも分かりませんが、使い方に関しては何かまいちですよね。せっかくひもづけされているのに。これは、国なり県なりにもう少し使い勝手がいいようにできるように話してみただけないでしょうか。

以上です。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑ありませんか。

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

補正予算書の57ページに出ています防災対策費の被災者生活再建支援システムの導入費用となっておりますけど、これの具体的なシステムの内容を教えてください。

議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

今、手元にちょっと細かいのはありませんが、個人の方の罹災証明の程度とか、それから給付金の支給したとか、各課にまたがった給付金があります。その手続を一元化して、漏れなく皆さんにちゃんと支給されているのか、結局そのシステムを使って、各課が統一してちゃんとその方に支援されているのかということを目的とした、いろんな手続の申請がちゃんとされているかと、そう

いう一元化を図るようなシステムと申していただければ結構かなと思います。
以上です。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

ありがとうございます。

このシステムは、今回に限ってという意味ですか。

議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

はい。これは今回といいますか、この震災に応じていろんなこのシステムを活用できるかなと思います。しかも、能登町だけじゃなくて、石川県全体でこのシステムを使っていこうということになっておりますので、よろしく願います。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑はありませんか。

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

一つだけ。

当初予算、各市町でも災害に非常に影響を受けたところは大きくなっていると思います。能登町も前年比43.7%で218億円、このうち災害対策に係る予算はどれぐらいになりますか。

それと、災害対策においては、普通交付税のほかに特別交付税が入ってくると思うんですけど、災害対策予算と特別交付税のちよつと関係性というか、それについて教えてください。

議長（金七祐太郎）

吉村企画財政課長。

企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、馬場議員さんの質疑にお答えをいたします。

まず、令和6年度の当初予算における能登半島地震に対する災害対策予算についてでございますけれども、これにつきましては、まず生活再建15億、なりわい再建6億、災害復旧費18億、災害廃棄物処理53億、その他、復旧・復興支援職員に係る経費といたしまして10億、計102億円を災害対策予算として当初予算に盛り込んでおります。

今後、引き続き、復旧・復興費用を補正予算で追加計上していく予定としておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

それと、特別交付税についてでございますが、特別交付税につきましては、災害発生時の応急対策に要する経費につきましては、多岐にわたって個々の財政需要を見積もることが困難でありますことから、一定の指標に基づいて特別交付税により包括的に国から措置されるというものでありまして、特別交付税につきましては、適時適切に算定をいたしまして、国、県のほうに町から要望をしてまいります。今現時点では不確定要素が多いため、災害に対する特別交付税のところについては、当初予算では見込んでおりません。

したがって、この不確定要素の部分の特別交付税相当分につきましては、一旦、財政調整基金を繰入れいたしまして、収支の均衡を図っているところでもあります。

そして、特別交付税の額が確定いたしました段階で、財政調整基金と財源調整をいたしまして調整を図っていきたくて考えておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

災害対策の予算102億ほどかかっているということで、令和5年度の繰上償還の16億ぐらいですか、一応、繰上償還16億を取りやめて、そっちのほうにまたするということになりましたけど、財政のほうで大変厳しくなると思っています。地方債残高もまた繰上償還をやめて、公債費も見るとちょっと少ないようですし、そうすると積み上がってくるかなと思いますもんで、そこら辺のことも、財政のことも能登町にとっては大変大事ですから、そこら辺もきちっと計画なりを立ててやっていただきたいと思っております。

これは要望です。以上です。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑ありませんか。

7番 南議員。

7番（南正晴）

議案第25号について質問いたしますが、12月定例会議のときに委員会で説明を受けた記憶があるんですけども、農林産物加工施設の上町センターが今回、行政財産から普通財産へと改正されるということなので、もう一度これの経緯というか、町の考えを説明していただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

それでは、お答えをいたします。

この農林産物加工施設上町センターにつきましては、平成8年度に当時の柳田村がブルーベリー生産の普及拡大を主たる目的として整備された施設でございます。それから約28年が経過し、生産拡大のめどが立った今現在、これからは生産拡大から新商品の開発や販路拡大のような加工・販売部門の強化に今まで以上にシフトしていくべきという考えの下、施設運用主体が、より独創性を生かし、指定管理業務にとらわれない運用を図るために、行政財産から、より柔軟な活用が可能となる普通財産へと切り替えるということにいたしました次第でございます。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

今、課長の説明聞いて、納得というか何となく分かりましたが、現在も生産者の方が90名余りおまして、今回、農地が被災された方もおいでますので、今言われたように独創性を生かして、今までの指定管理業務にとらわれない運用を図るということなので、この生産者の方々にはぜひとも今以上に不利益とならないよう、より有益となるようにしっかり管理を行っていただきたいと思っておりますので、その点、要望しておきます。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑ありませんか。

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

お願いします。

1点について、議案第24号 能登町税条例の一部を改正する条例について、今、町長は提案理由の説明の中に職権というふうに話されておりますが、職権の範囲はどのような範囲なのか、教えていただければ。

それと、71条の「第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において」とありますが、この「消滅した場合」とはどのようなものを想定しているのかを教えていただきたい。

議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

それでは、議員さんの質問にお答えします。

まず、個人の町民税の減免におきましては、住家に限りませんが、罹災証明書で中規模半壊以上が対象となります。

次に、固定資産税の減免についてですが、これも罹災証明書で半壊以上の家屋に対しまして、損害の程度に応じて評価を下げることで、税額が下がることとなります。

あと、もう一つ目の質問ですけど、「消滅した場合において」ということですが、これは要は家屋の滅失、要はなくなった場合において直ちに申告してくれということ、今の地震につきましては申告制じゃなくて、職権による対応となりますので、今は該当は申告はしなくていいということです。

以上です。

8番（市濱等）

ありがとうございます。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月21日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前11時33分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (金七祐太郎)

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (金七祐太郎)

日程第1 一般質問を行います。

休 憩

議長 (金七祐太郎)

ここで暫時休憩いたします。(午前10時00分)

再 開

副議長 (小路政敏)

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時01分再開)

議事の都合により、これから副議長の私が議事を進めてまいります。

それでは、一般質問を行います。

通告に従い、発言を許可します。

6番 金七祐太郎議員。

6番 (金七祐太郎)

皆さん、改めておはようございます。

それでは、副議長から許可をいただきましたので、本日は6番、金七祐太郎として、議会を代表し、質問させていただきます。皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

まず、1月1日の発災の日から、復旧・復興の最前線に立って対応をされている自衛隊、警察、消防、そして執行当局、町職員の皆様、また各省庁、県内

外の自治体、各事業者から多くの支援をいただいております。関係者の皆様の尽力に敬意を表しますとともに、改めて感謝の意を述べたいと思います。ありがとうございます。

また、姉妹都市である流山市、小林市、信濃町をはじめ、全国の皆様よりご支援、義援金を頂きました。この場を借り、お礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

元日、新年を祝いながら家族そろって過ごしていたとき、突然の揺れに襲われ、その4分後の大地震でした。私も大地震の後、家族全員の安全を確認後、松波小学校に上がるように伝え、ああ、これは大変なことになったなと感じながら、消防団に出動しました。

近所だけでも4件ほどの家屋倒壊、大変な被害でした。能登町全体の被害は、電話も数日連絡も取れない、本当もどかしく感じました。

そこで、発災当初から能登町における主な被害状況、また復旧状況、今後の見通しや、それに対する町の対応、支援などについて、水道、道路、家屋等の被害、その他仮設住宅、公費解体、ごみ処理、義援金、生活再建支援金制度など、特に町民の関心が高く、生活に直結することを中心に説明をお願いいたします。

副議長（小路政敏）

真智建設水道課担当課長。

建設水道課担当課長（真智芳郎）

それでは、金七議員の質問に、水道についての答弁をさせていただきます。

水道につきまして、まず通水についてですが、配水管に水を通して、漏水があるかを確認します。あれば応急復旧を行い、再度通水をして、問題がなければ水質を確認して、断水解除をし、次の配水管へという段取りで行っております。

断水解除戸数につきましては、3月19日現在で4,865戸、約78%の断水解除率となっております。

被害状況といたしましては、送水管、配水管で道路の崩落や漏水による仮設管の布設が9か所、配水池の破損が5か所、配水支管や家庭への引込管での漏水が約600か所以上あり、日本水道協会関西支部様などのご尽力をいただきながら、順次応急復旧を行っているところでございます。

復旧の見通しについてですが、3月末までには9割の断水解除の見通しとなっております。しかしながら、一部の地域では、仮設ポンプや仮設配管などを

設置する対応となり、資材の調達などに時間を要することから、4月になる地区もごございます。大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長（小路政敏）

鏡島建設水道課長。

建設水道課長（鏡島敏雄）

私からは、道路の被害状況と対応、それから仮設住宅の整備状況をお話します。

まず、道路の被害状況につきましては、発災直後の1月4日から2月19日にかけて、国土交通省のTEC-FORCEの協力を、また、1月7日から2月2日にかけて、一般社団法人日本アセットマネジメント協会との協定に基づく応援要請により、路面や橋梁、トンネルなどの重要構造物の被害調査をしてもらいました。

現段階で把握している被害は、約270路線において、路面のひび割れや陥没、のり面崩壊などが確認されております。ただ、冬期閉鎖区間もありますので、現在確認中であることから、被災箇所はまだ増えるものと思われれます。

復旧状況につきましては、発災直後より、町の建設業協会との災害協定に基づきまして、ひび割れの補修や段差のすり付けを依頼し、順次、応急復旧をしております。

また、幹線道路や主要な施設につながる町道で、特に被害が大きく、通り抜けができなかった16路線につきましては、町の建設業協会に仮設道路や迂回路などの道路啓開を依頼しております。そのうち、13路線が開通しております。

そのほかで通行止めをしている路線につきましては、状況等を見極めながら対応していきたいと考えております。

今後の見通しとしましては、既に国の災害査定が始まっておりますが、被害箇所が膨大で長期にわたることから、年内の完了を予定しています。査定を終えた箇所から順次、実施設計、発注をし、早期復旧を目指していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、仮設住宅の整備状況ですが、1月31日にかけて入居希望者の受付を行い、613世帯の申込みがありました。

町としましては、この数字を目標に各地域において整備を進め、住宅に困っている方々に早く仮の住まいを提供できるよう努めています。

各地域の整備状況は、3月19日現在、石川県発表分でお話ししますと、宇

出津地区で123戸、鵜川地区で81戸、瑞穂地区で12戸、上町地区で34戸、岩井戸地区で22戸、松波地区で61戸、小木地区で66戸、白丸地区で42戸、合計441戸着手しており、うち鵜川団地の66戸が完成し、入居も終わっています。

今後も、宇出津、柳田、松波などに整備するために石川県と協議中でありますので、ご理解願います。

副議長（小路政敏）

折坂税務課長。

税務課長（折坂昭夫）

それでは、私からは家屋等の被害についてお答えいたします。

町では、住家、非住家合わせて約1万9,000棟ありまして、罹災証明申請に基づきます被害の認定調査につきましては、3月19日現在、1万1,035棟実施しております。

そのうち、居住している家屋、住家の被害内訳としましては、全壊316棟、大規模半壊122棟、中規模半壊178棟、半壊584棟、準半壊802棟、一部損壊4,246棟、合計6,248棟となっております。

また、土蔵や納屋、車庫などの居住していない家屋、非住家につきましては、全壊853棟、大規模半壊169棟、中規模半壊257棟、半壊1,067棟、準半壊346棟、一部損壊2,095棟、合計4,787棟となっております。

以上です。

副議長（小路政敏）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

私のほうからは、公費解体、ごみ処理、被災者生活再建支援金制度について答弁させていただきます。

まず公費解体につきましては、建築物等の罹災区分判定が半壊以上のものを対象としまして、1棟を全て解体撤去する事業で、受付を2月13日から開始しておりまして、3月19日現在、198件の受付件数となっております。

公費解体は建物等が対象となりますが、解体する際に、重機等の進入に支障があるものは撤去の対象となります。解体の実施については、3月18日から開始しているところでございます。

次に、地震にて発生した災害ごみについては、2月5日より藤波運動公園、

柳田野球場横駐車場、内浦総合運動公園第3駐車場にて受入れを開始しております。

藤波運動公園においては、家電リサイクル4品目、小型家電を含む金属くず、瓦、コンクリート殻、壁材など8種類を受け入れ、柳田野球場横駐車場、内浦総合運動公園第3駐車場においては、ガラス陶器、木くず、可燃性粗大ごみの3種類を受け入れております。

藤波運動公園では、渋滞緩和の観点から受入れできる地域を制限しておりますが、住民の皆様にはご理解をいただき、大きなトラブルなくスムーズな運営ができていると思っております。柳田野球場横駐車場と内浦総合運動公園第3駐車場には、地域の制限はございません。

受入れの終了時期については、公費解体が始まることによる建物内の片づきもあることから、現在のところ決まっております。今後、仮置場への搬入状況に応じまして決定し、町民の皆様へ周知期間を十分取ってお知らせしていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、被災者生活再建支援金制度につきましては、被災者生活再建支援法の適用を受け、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援し、国の補助により、県が支援金を支給する制度です。

支援金の対象世帯は、居住していた住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、やむを得ず居住していた住宅を全て解体した半壊解体世帯や、敷地被害解体世帯が対象となります。

また、被災者生活再建支援法の適用とならない半壊世帯に対しましても、石川県の補助を活用し、町が支援金を支給するため、令和6年度当初予算にその経費を計上しております。

支援金は、住宅の罹災証明書に記載された被害程度に応じて申請する基礎支援金と、住宅の再建として建設購入や補修、賃貸住宅となった場合に、契約書の写し等を添付し、申請する加算支援金があり、この支援金合計額で、2人以上がいる世帯の場合は最大で300万円、単身世帯の場合は最大で225万円の支援金が申請から1か月程度で支給されます。

申請においては、基礎支援金、加算支援金ごとに申請することもできます。

公費解体及び被災者生活再建支援金につきましては、2月13日から土曜日、日曜日、祝日も、役場1階里海ラウンジで受付・相談窓口を開設しており、相談のみも対応しておりますので、お気軽にお越しいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（小路政敏）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

私のほうから、義援金につきまして答弁させていただきます。

義援金につきましては、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものと、町に直接寄せられたものがございます。

石川県などに寄せられた義援金は、石川県令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会において決定した基準により配分し、町の義援金は今後設置する予定の能登町災害義援金配分委員会において基準を決定する予定としております。

現在は、県の義援金1次配分の申請受付を行っております。死者、重傷者への人的被害と半壊以上の住家被害の受付を総務課の危機対策室で行っております。3月19日現在で、人的被害が12件、住家被害318件を受け付けております。今後、2次配分、3次配分等行われますが、この1次配分を申請された方は申請不要で追加配分される予定となっております。

また、特別給付金につきましては、1月1日現在で被災した6市町に住民登録がある全住民に5万円を配分する申請を石川県で受付を行っております。申請方法はオンライン、郵送、窓口申請があり、窓口申請につきましては3月18日から役場の1階で、25日からは隔週の曜日ごとに柳田、内浦総合支所、または小木、鶴川支所窓口でも受付を行う予定としております。

詳細につきましては、広報、有線テレビ、ホームページ、公式LINE等でお知らせをすることとしております。

以上です。

副議長（小路政敏）

6番 金七祐太郎議員。

6番（金七祐太郎）

町民の皆様には、多分、特に水道、下水道の早期復旧、また仮設住宅の早期建設を望まれております。さらなる復旧、建設の取組をお願いします。

また、いろんな手続する上においても、町民の皆様から遅い遅いと言われていた罹災証明の発行、この罹災証明がなければ各種支援の手続も行われなと思いますので、早急に発行するよう努力をお願いいたします。

それでは、次に行きます。

仮設住宅の建設についてですが、熊本地震では、熊本モデルで恒久的仮設住宅が建設されたと聞いております。石川県でも考えられると聞いております。この高齢者が多い被災者の負担軽減を図る意味でも、石川モデル、恒久的仮設住宅を積極的に推進してもらいたい。また、その事業内容などが分かれば説明

をお願いいたします。

副議長（小路政敏）

大森町長。

町長（大森凡世）

現在、町で建設をしている仮設住宅は、従来型のプレハブ型の仮設住宅であります。これは迅速にかつ大量に供給し、避難生活の早期解消を目指しているものであります。

ご質問の石川モデルというのは、ふるさと回帰型と呼ばれておりまして、地元集落を離れ、みなし仮設住宅等で生活する被災者がふるさとに回帰することを目指す、そういった制度が石川モデルというものであります。

内容でありますけれども、空いている空き地の地権者が、基本的に土地を提供していただく、町に提供していただく、寄附をしていただき、そこに複数棟の、原則というか1戸は駄目です。複数棟の恒久的木造の仮設住宅を建設して、仮設住宅でありますから原則2年間、被災者の仮設住宅として使用ができると。期限の2年後は、町として町営住宅にしようが、売ろうがというところはそれは自由だということでありまして。あくまでも仮設住宅でありますので、個人での個々での対応というのはできない。また、建坪も今のプレハブの仮設住宅と同じ基準の建坪になります。ということでありまして。

今回の地震によりまして、住宅の解体はしたものの自己再建ができず、その空き地というのは町の中で広がっておりまして、消滅、町並みが変わることが懸念をしております。今後、町が復旧・復興していく上で重要な課題であるというふうに認識しておりますが、その空き地の地権者が土地を提供していただければ、この制度というのは非常に有効であるというふうに考えております。

以上です。

副議長（小路政敏）

6番 金七祐太郎議員。

6番（金七祐太郎）

能登町、奥能登には高齢者など、また自宅再建が困難な方、その方々に寄り添った石川モデル、また能登町モデルなども考えてもいいのかなと思っております。また、この先、復興住宅などの制度も使い、建設を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

また、罹災証明の発行が進むにつれ、1次募集で仮設を申し込まず、半壊以

上の判定を受け、解体を考えている方々もおられますので、仮設については2次募集もよろしくお願ひします。

それでは、次に行きます。

国や県では、創造的復興という言葉を使い、復興に取り組まれていると思います。被災地、特に奥能登だけ見ても、地域によって被害が大きく異なると思います。また、地域によっていろんな考えもあると思います。しかしながら、復興には地域コミュニティの絆、力が今まで以上に必要だと私は思っています。

今後、被災された町民は住居を補修して、現在の場所で住み続ける方、やむなく解体して仮設住宅に入居される方や転居される方など、大きく地域の環境が変わることが想定されます。

残された地域のコミュニティをどのように守り、また、能登において地域の活力である伝統行事や祭りをいかにして継承していくか、町長の思いをお聞かせください。

副議長（小路政敏）

大森町長。

町長（大森凡世）

おっしゃるとおり、転居された方や仮設住宅の入居によりまして一時的に町内を離れる方、また、おのおのの事情によりまして元の町内に戻れない方もいらっしゃると思われまふ。

本来、地域コミュニティというのは、地域の方々で形成されていくものがあります。地域の方の思いで、どこまでその関わりを維持していくというのが基本であります。

しかしながら、町といたしましては震災からの復旧・復興を進めていく中で、どのような支援を地域の方が望んでおられるのかというのをよくお聞きしながら進めていくことが重要であるというふうと考えております。

祭りにつきましても、完全な形でなくても組み立てるなど、できる範囲でお祭りをぜひ私個人的にはやっていたきたいというふうに思っております。

町のほうから、集まる機会、また帰ってくる機会をつくることが非常に大切なことだというふうに思っております。祭りは、能登を離れている人たちにとっても、非常にそれが心の励みになっているというふうに思いますので、ぜひ、おのおのの地域において、まずは活発な話し合いを行っていただければというふうに思っております。

副議長（小路政敏）

6番 金七祐太郎議員。

6番（金七祐太郎）

町長の地域に対する思いは分かりました。私の解釈では、今聞いた話の中では、まず地域住民が話し合い、行事や祭りなど人が集まる機会を増やし、地域の活力を戻し、その中で地域のまとまった要望があれば、町としても考えていきますよというふうに私は受け取りました。

それでは、次行きます。

今後、人口減少は避けられないと思います。この人口減少や、公共施設の被害状況を見据え、震災前のおりの災害復旧するだけでなく、難しいですが今後の将来人口や利用者数、維持管理費なども含め、住みやすい持続可能なまちづくりに対する復興ビジョンを、学校運営や公共施設、ライフラインなどについて、教育長、町長のお考えをお聞かせください。

副議長（小路政敏）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、私から学校についてお答えしたいと思います。

学校施設につきましては、今回の地震で甚大な被害が発生いたしました。特に松波小学校の校舎では、構造体の柱、はり、基礎などの被害状況から危険と判断し、現在、松波中学校の校舎を使用している状況です。

先般、文部科学省が実施した被災度区分判定調査では、主として構造体の被災度を把握いたしました。結果はまだ正式には届いておりませんが、新築復旧の方向で検討しております。また、新校舎完成するまでの間は、このまま中学校を共同で使用するか、仮設のプレハブ校舎を建設するかも検討しております。しかしながら、現在、共同で使用しております松波中学校の状況につきましても、構造体の被害が発生しており、その対応についても検討しているところで

す。

また、被害の大きかった柳田中学校、宇出津小学校、鶉川小学校でも被災度区分判定調査を実施し、補修復旧をいたします。

比較的被害の少なかったほかの小中学校についても、同様に補修復旧してまいります。

このような施設状況の中ではありますが、これまでどおり、能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画に基づき、計画を進めていく予定でいます。

今後も、当町の将来を担う児童生徒に、安心して学習ができる教育環境を提供していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

副議長（小路政敏）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、公共施設につきましては、公共施設等個別施設計画において再編の方針や時期というのを示しており、それに基づきまして統廃合や更新を進めていく予定でございました。しかしながら、今回の震災によりまして、当然本計画の見直しというのは必要であると考えております。

将来人口、また投資可能額といった前提条件の見直しは当然であります、震災復興計画との整合性も図りながら、令和6年度に改訂をしたいというふうに予定をしております。

ライフラインということではありますが、道路につきましては原則、原形復旧であります、接しております国道や県道との兼ね合いもございますので、今後の利活用の状況や維持管理、それから当然まちづくりの在り方等を考慮しまして、県とも相談しながら復旧を進めていかなければならないと思っております。

上下水道につきましても、原則、原状復旧でありますけれども、まずは元の状態に戻せるように進めております。将来展望といたしましては、人口や利用者の変動に対応すべく、水道につきましては、配水区域の見直し、また配水池の統廃合やダウンサイジングなど、また下水道につきましては、処理場の統廃合、また下水道から合併浄化槽への転換などを視野に入れまして、更新計画を策定していく予定としております。

いずれにいたしましても、先にお示しいたしました復興計画の基本方針の下、各種支援策を講じながら安心して暮らし続けるまちづくりというところを進めてまいりたいと考えております。

副議長（小路政敏）

6番 金七祐太郎議員。

6番（金七祐太郎）

今後、学校運営においても、いろんな面においても刻々と状況が変わっていくと思います。その都度、臨機応変にスピード感を持って進めていただきたいと思います。

また、特に水道や下水道などのライフラインは、また災害がいつ起こるか分かりませんので、さらなる強靱化を進めていただきたいと思います。

先ほど、町長の答弁の中にも、復興計画の基本方針「能登町の再生と創造に向けて」の下とお聞きしました。町長の考えや、町として様々なことを考えられていることと思います。今の段階で、復興計画の基本的な方針、また復興ビジョンといったものがあれば、もう一度ここで全町民に向けて、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

副議長（小路政敏）

大森町長。

町長（大森凡世）

復興の基本的な方針、復興ビジョンということですが、今ちょっと相談しているというか思いがあるのは、復興ビジョンに対するキーワードというのを掲げたほうがいいのかなどということで、「未来の扉」という言葉をシンボルにしていければと思っております。

ローマ字で表記すれば、真ん中に「NOTO」という文字が出てくるということで、「未来の扉（MIRAI “NOTO” BIRA）」です。町の未来の扉をみんなで開き、これからの未来を担う若い方々の意見を取り入れた計画としたいというふうに思っております。

そして今現在、先日お示しした復興計画の基本方針につきましては、タイトルを「能登町の再生と創造に向けて」としております。そして理念を、被災者の生活再建や企業、それから事業主さんの再建を最重要課題と掲げた上で、住宅・店舗の再建、生活や産業の再生を図ること、そして、その再建や再生を早期に実施し、できる限りの人口流出を阻止したいということでもあります。また、その後の力強い未来が想像できるような町を目指すこととしております。

この理念を実現させるための方向性として、5つの柱を設けております。

1つ目の柱は、道路や上下水道などの「インフラの早期再生と強靱化」ということでもあります。

2つ目の柱は、住宅の再建、地域文化の再生継承などの「くらしと地域コミュニティの再建」であります。

3つ目は、第1次産業や事業者の皆様の再建に向けた「生業（なりわい）の再建」。

4つ目は、保健・医療や子育て支援、防災・減災などの「安心してくらし続けられるまちづくり」。

そして5つ目は、町のブランドの回復に向けた「復興プロジェクトの創出」

というふうにしております。

この5つの柱に肉づけしたものを、今後の復興計画に反映させ、取り組んでまいります。

なお、また私の思いは、町の自然豊かな里山里海で暮らす私たちは、ここに暮らしている以上、海と山から離れることはできないんです。この豊かな自然を子や孫に引き継いでいくために、自然を生かした町らしい復興をしていきたいというふうに考えております。

副議長（小路政敏）

6番 金七祐太郎議員。

6番（金七祐太郎）

復興計画の中で今、町長が自分のお気持ちを素直に述べられたのかなと思っております。

私のほうからは、これから5つの柱など肉づけをしていくということなのですが、その際にはぜひ議会側にも早めに報告していただき、議会と議論しながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。議会とともに、今おっしゃられた未来の扉を開きたいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、なりわい支援事業についてですが、国や県が第1次産業従事者に対する支援やなりわい再建支援などを行っております。これをきめ細やかに対応し、今後のまちづくりを維持していく意味で、町独自の支援が必要であると考えております。

町独自の支援、農林業、漁業、飲食店、その他自営業者など、それぞれに対しての町長の思いを答弁お願ひします。

また、人口流出を食い止めるためにも、支援を受けようとする事業者に対し、スピード感を持ったサポート体制も必要であると思ひます。能登町で事業を続けたい事業者、新たに事業を展開しようとする事業者に対して、どのような策を考えておられるのか、併せてお答えてください。

副議長（小路政敏）

大森町長。

町長（大森凡世）

町独自の支援策をお示し願ひたいという話でありましたが、まだ現段階では正直まとまっていないというのが現状であります。

ということで、現在のなりわい事業の支援につきまして少し説明をさせていただきます。

第1次産業や飲食店等の自営業者の再建支援につきましては、様々な補助制度が今現在も設けられております。

農業におきましては、水稻作付の意向を示しておられる農業者を優先し、田植に間に合うように災害査定前の応急工事を随時発注し、対応を現在もしているところであります。畑作につきましては、水源の要であるパイプラインの応急復旧も行っているところであります。畜産業も含めまして、被災した施設や機械、附帯設備の修繕や再取得の支援として、農業機械再取得等支援事業というのがあります。事業者が1割の負担で再建できるよう、国が5割、県と町がそれぞれ2割を負担する支援メニューもあります。現在、その取りまとめも行っているところであります。

林業というところにつきましては、製材事業者も含め、施設や機械、特用林産物生産事業者のハウスや加工場の再建に、木材加工流通施設復旧事業、また林業・木材産業循環成長対策事業というのがありまして、これも事業者負担が1割の支援メニューというのがございます。

ちなみに、この事業におきましては用地の地割れ、また土砂撤去も補助の対象になっております。

漁業につきましては、漁業者からの要望を受けまして、魚の水揚げに影響が出ている漁港において、災害査定を待たずに対応できる応急工事を実施しております。また、漁船や漁具につきましては漁船等災害復旧支援事業というのがありまして、事業者負担が1割で再建できるメニューがございます。その自己負担分につきましても、無利子となる公的融資の対象となっております。

製氷施設や給油施設につきましては、水産業施設復旧事業、また漁業経営構造改善事業というのがありまして、これも自己負担が1割から3割負担で再建できるメニューもございます。

このように、国や県が進める第1次従事者に対する支援策というのはたくさんあります。当町といたしましても、その事業費の一部を負担することとなっております。

また、商工観光業においては、国の主な支援策として2つございます。1つがなりわい再建支援事業というのがありまして、施設設備を原状回復等の費用の4分の3を支援する事業であります。2つ目が小規模事業者持続化補助金というのがございます。小規模の事業者に向けた機械装置等の購入、また店舗改装等の費用の3分の2を支援する事業がございます。また、事業費の自己負担分の資金調達に活用できる特別な融資制度といたしまして、県でありますけれども対策特別融資制度というのが創設しております。一定の要件を満たす必

要がございますけれども、限度額1億円、5年間無利子、信用保証料免除というところとなっております。

まずは、今現在、国や県における補助制度等への側面的支援にまず努めております。その上で、第1次産業については、農林水産省、県、農協、森林組合、漁協等、また商工観光業につきましては、経済産業省、商工会、興能信用金庫等関係機関との連携を図りながら、町独自の支援につきましてはその今ある支援事業の状況を見ながら、スピード感を持って最大限に対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（小路政敏）

6番 金七祐太郎議員。

6番（金七祐太郎）

いずれにしましても、事業者がいない町は必ず衰退します。スピード感を持って、国や県、漁協、農協、商工会などなど諸団体と連携を密にして、取りこぼしのないように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、奥能登広域圏2市2町によるさらなる連携を望むであります。

奥能登2市2町全域で壊滅的な被害を受けました。私たち議会として、2月19日、奥能登2市2町で構成される奥能登市町議長会連絡協議会の議長4人で東京へ行き、総務省、そして松村防災担当大臣、自民党本部、そして県選出の6人の国会議員を訪ね、能登半島地震に伴う緊急要望をお願いしてきました。特に松村防災担当大臣との要望では、松村大臣が熊本選出であり、熊本地震を国会議員として経験されており、その経験を踏まえ、今後の奥能登の復旧・復興に向け、全力で取り組むとの力強いお言葉をいただきました。4人の議長も、その言葉を聞き、改めて奥能登2市2町でこの災害を乗り越えようと誓い合いました。

今こそ、奥能登2市2町でもっともっと手を取り合い、タッグを組み、奥能登全体が消滅自治体にならないためにも、復旧・復興に当たり、多方面にわたる連携は必要不可欠だと思います。これは例えばですが、馳知事も述べているとおり、県が奥能登地区に総合病院を建設し、広域で運用するなど、これは一例であります。そのほか多方面にわたる新たな取組が必要と考えるが、町長の思いをお聞かせください。

副議長（小路政敏）

大森町長。

町長（大森凡世）

現在も、奥能登広域圏事務組合において、常備消防や空港の利用促進、また共同電算業務、あとは消費生活相談等の事務、また広域観光に関する事務など、各市町で負担することでコストを抑えつつ、効率的な行政運営がなされているところでございます。

一例にありました奥能登に総合病院を建設することに関しましては、昨年の年末に奥能登の首長が顔をそろえて知事をお願いをしました。そのときと今の状況はちょっと違いますので、地震の被害を受けた今、今ある病院の機能をどこまで戻すのか、また病床をどのように再編するのかを優先すべきであるというふうに考えております。

その上で、今後の奥能登の医療体制というのを考えますと、当然広域運営というのも一つの選択肢であるというふうに思っております。今後、早期復興に向けて今まで以上に連携できるところは連携していければというふうに考えておりますので、ご理解願います。

副議長（小路政敏）

6番 金七祐太郎議員。

6番（金七祐太郎）

少子高齢化、そして、この震災によりさらに加速すると思われる人口減少問題、同じ問題を抱える2市2町がスクラムを組み、新たなスタートとして今まで以上に連携を取っていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

すみません。まだ時間があります。ここからは、ここにおられる皆様、またこの一般質問を聞いておられる皆様に、質問というか考えてほしい問題であります。当然答弁は要りません。お一人お一人が私の思いを少しでも考えていただければ幸いかと存じます。

この令和6年能登半島地震が起こるまで、近年では東北大震災、熊本大震災など、テレビを見ていて、ひどい被害だなと思いつつ、ある面、人ごと、能登では起きないだろうと思っていた自分がいます。消防団員、議員として、今自分が情けなく感じております。

人ごとなんです。連絡も取れず、道路が寸断し、なかなか支援も得られない状態。そんな中、自衛隊、緊急消防援助隊、警察の広域緊急応援隊が瓦礫や道路の亀裂をかき分けて進んできました。助けに来てくれてありがとう、本当に力が抜けるようにほっとしたことを思い出します。

皆さん、人ごとなんです。災害は3日過ごせる最低限の水や食料があれば、

必ず誰かが助けに来ていると聞いていました。その準備もせず、人ごとだと思っていた自分。こんな自分が皆様に言えることではありませんが、災害を人ごとだと思わないでください。最低3日間過ごせる準備は自分でやってください。災害はどこでも起きます。また、起きると思い、人ごとと思わないで準備してください。

また、手前みそな話になりますが、発災後すぐに招集、出動した能登町消防団の団員、倒壊家屋からの救助、被害の確認、避難所への誘導、その後の火災など、最初の3日間は不眠不休だったと思います。その中でも自分たちができることをやろうと自分たちで考え、町のためにと、その思いだけで道路啓開や窃盗防止の警戒パトロールなどなど、また、ある分団では倒壊家屋から3名中1名救出できず、自分たちの無力さを感じ……、すいません。悔しさに泣きながら、前を向き、活動に当たっていました。

まだまだいろんなことがありました。能登町消防団、改めてその存在の大切さを思いさせられました。これは、そんな中でも私の中では、大津波警報を知らなかったとはいえ、その中で救助活動をさせてよかったのか、いまだに自問自答、それでも目の前に救助者がいる。それでも団員の命も守らなければならない。

議員の皆様、議会にはいろいろな政党や、多種多様な議員一人一人の考え方があります。それも当然だと思います。仲よし、馴れ合いになれと言っているわけではありません。しかし、議員同士、大いに議論し、議論の後はお互いの意見を尊重し、すり合わせしていく。この町の非常時、今こそ議会が一枚岩となり、町民の負託に応えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

6番(金七祐太郎)

最後に、この未曾有の大災害が起こった今、自治体の力量、地域力が問われております。地方自治とは、住民の意思に基づいて首長が政治を行うことであり、その住民の代表が私たち議会であります。その議会に対し、説明責任を果たすことは、議会はもとより、何よりも町民に対しての責務であると思います。そして、議会からの意見は町民の声であるということを強く認識し、誠意ある対応をしていただきたい。

この局面を乗り越えるためには、議会と執行当局、双方が覚悟を持って取り組まなければ、復興など到底成し遂げることはありません。

町民の皆さん、皆さんとともにこの苦境を乗り越え、ふるさと能登に残ってよかったと思える日が必ず来ることを信じ、また皆様のご理解もお願いし、私

の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

副議長（小路政敏）

これで、6番 金七祐太郎議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

休 憩

副議長（小路政敏）

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分からでお願いします。(午前11時02分)

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前11時15分再開)

議案第1号～議案第37号

議長（金七祐太郎）

日程第2、議案第1号「令和6年度能登町一般会計予算」から、日程第38、議案第37号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの町長提出議案37件を一括議題とし、討論、採決を行います。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第1号「令和6年度能登町一般会計予算」

の1件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第1号の1件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から議案第7号までの6件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第2号「令和6年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第3号「令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第4号「令和6年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第5号「令和6年度能登町水道事業会計予算」

議案第6号「令和6年度能登町下水道事業会計予算」

議案第7号「令和6年度能登町病院事業会計予算」

以上6件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第2号から議案第7号までの以上6件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第14号までの7件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第8号「令和5年度能登町一般会計補正予算（第10号）」

議案第9号「令和5年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第10号「令和5年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

議案第 1 1 号「令和 5 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」
議案第 1 2 号「令和 5 年度能登町水道事業会計補正予算（第 4 号）」
議案第 1 3 号「令和 5 年度能登町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」
議案第 1 4 号「令和 5 年度能登町病院事業会計補正予算（第 1 号）」
以上 7 件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第 8 号から議案第 1 4 号までの以上 7 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 5 号から議案第 3 7 号までの 2 3 件を一括して採決します。
お諮りします。

議案第 1 5 号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」

議案第 1 6 号「能登町監査委員条例の一部を改正する条例について」

議案第 1 7 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 1 8 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 1 9 号「能登町行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 0 号「能登町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 1 号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 2 号「能登町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 3 号「能登町基金条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 4 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 5 号「能登町農林産物加工施設条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 6 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 7 号「能登町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 2 8 号「能登町水道事業給水条例及び能登町水道法施行条例の一部を

改正する条例について」

議案第 29 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第 30 号「能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 31 号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第 32 号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第 33 号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 34 号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」

議案第 35 号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 36 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 37 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

以上 23 件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第 15 号から議案第 37 号までの以上 23 件は、原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（金七祐太郎）

続いて、本日、議会提出議案として、議会運営委員会から、発委第 1 号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、また、吉田義法議員外 1 名から、発議第 1 号「令和 6 年能登半島地震における被災者救済と地域振興のため迅速な対応を求める意見書」の 2 件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

発委第1号、発議第1号

議長（金七祐太郎）

追加日程第1、発委第1号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、追加日程第2、発議第1号「令和6年能登半島地震における被災者救済と地域振興のため迅速な対応を求める意見書」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会 向峠茂人委員長。

議会運営委員長（向峠茂人）

それでは、発委第1号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の提案理由を申し上げます。

能登町組織条例の一部改正により、復興推進課が設置されたことに伴い、能登町議会委員会条例の常任委員会の所管の一部を改正するものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

次に、2番 吉田義法議員。

2番（吉田義法）

ただいま上程されました発議第1号「令和6年能登半島地震における被災者救済と地域復興のため迅速な対応を求める意見書」の提案理由の説明を行います。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、最大震度7を観測し、長く激しい揺れと、その後に襲った津波や火災により、広範囲にわたり甚大な被害がもたらされました。

本町におきましては、住家はもちろん、病院、学校、保育所などの主要施設や道路、電気、水道などのライフライン、また町の基幹産業である農林水産については、農地や漁港施設など、全てが壊滅的な被害を受けたところであります。

高齢化率が高く、かつ財政基盤も脆弱である奥能登地区は、今後の復興について相当の期間と国による財政支援が必要であります。よって、国の強力な支援の下、被災者の生活再建、地域経済の再建・復興対策を進めるため、被災地の状況を十分に把握し、関係法令の整備を含め、迅速かつ適切な対策を講じられるよう強く求めるものであります。

一つ、被災者救済及び復旧・復興に関する特別立法の制定や財政支援措置などを講ずること。

一つ、被災者に対する生活再建支援対策を迅速かつ継続的に行うこと。

一つ、ライフラインの速やかな復旧・復興と切れ目のない支援に万全の措置を講ずること。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（金七祐太郎）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。
発委第1号及び発議第1号の2件を一括して採決します。
お諮りします。
発委第1号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」
発議第1号「令和6年能登半島地震における被災者救済と地域振興のため迅速な対応を求める意見書」
の以上2件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。
よって、発委第1号及び発議第1号は、原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました発議第1号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第39、「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和6年第1回能登町議会3月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（金七祐太郎）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
大森町長。

町長（大森凡世）

令和6年第1回の能登町議会3月定例会におきまして、令和6年度の一般会計予算をはじめ多数の重要案件につきまして慎重なるご審議をいただき、いずれも原案のとおりご可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

元旦の地震から2か月半あっという間に過ぎてしまいました。いまだ復旧が始まったばかりであるというふうに思っております。そのような中、先日、町内の学校の卒業式に参列をさせていただきました。生徒たちの緊張した顔や、そして希望あふれる笑顔がそこにはありました。コロナの感染症やこの地震と、大変苦勞してきた子供たちの表情から、確かな成長を感じ、私も勇気をいただきました。町はこれから本格的な復旧・復興へと、復旧と復興を同じくして進めていかなければなりません。そのためには、やはり町民の皆様、そして議員の皆様、そして町に関係する各団体、事業者の皆様の方が必要となります。職員一同、全力でこの復旧・復興に当たってまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で、本日は散会いたします。
お疲れさまでした。

散 会（午前11時34分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和6年3月21日

能登町議会議長 金 七 祐太郎

会議録署名議員 市 濱 等

会議録署名議員 小 路 政 敏